

北海道企業局経営戦略に関する懇談会開催要領

(目的)

第1条 北海道企業局の電気事業及び工業用水道事業について、公営企業として将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画（以下「経営戦略」という。）の策定及び推進に関して、有識者等から意見聴取等を行うため、北海道企業局経営戦略に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(会議内容)

第2条 懇談会は、次の事項について意見交換、懇談等を行うため開催する。

- (1) 経営戦略の策定に関すること
- (2) 経営戦略の推進に関すること
- (3) その他必要事項

(構成)

第3条 懇談会は、5名以内で構成する。

2 構成員は、有識者等の中から公営企業管理者が選定する。

(運営)

第4条 懇談会は、必要に応じて公営企業管理者が招集する。

2 懇談会に座長を置き、公営企業管理者が指名する。

3 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。

4 公営企業管理者が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に懇談会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 懇談会の事務局は、北海道企業局総務課に置き、懇談会の庶務を処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は平成31年3月6日から施行する。